

選挙公営の手引き

令和8年7月12日執行
今別町長選挙資料

今別町選挙管理委員会

は じ め に

この手引きは、今別町長選挙及び今別町議会議員一般選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担(選挙公営)を受ける場合の手続きについて記述したものです。

注 1 この公費負担経費は、候補者が供託物を今別町に没収された場合には請求することができませんのでご注意ください。

2 公費負担分の費用の請求は、選挙期日後から **7月27日**(月)までに、今別町選挙管理委員会へ提出してください。

目 次

1 公費負担(選挙公営)制度とは	1
2 公費負担の種類	1
3 対象となる候補者	1
4 公費負担の限度額	2
5 選挙公営手続図	4
6 諸手続	5
【1】契約締結と契約届出	5
【2】確認申請	5
【3】使用証明書・作成証明書の交付	6
【4】費用の請求	6
【5】事前審査・各種届出書類の提出日時	7
◆選挙運動用自動車の使用(ハイヤー・タクシー)	8
◆選挙運動用自動車の使用(自動車の借入れ)	10
◆選挙運動用自動車の使用(燃料代)	12
◆選挙運動用自動車の使用(運転手)	14
◆選挙運動用ビラの作成	16
◆選挙運動用ポスターの作成	18

1 公費負担(選挙公営)制度とは

この制度は、今別町長選挙及び今別町議会議員一般選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、今別町が各契約業者等に直接その費用の支払いをするものです。

2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、公職選挙法及び今別町の条例で上限額等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のビラの作成
- (3) 選挙運動用のポスターの作成

3 対象となる候補者

公費負担制度において、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、全て自己負担となります。

◆町長選挙における供託物没収点

$$\text{有効投票の総数} \times 1 / 10$$

◆議会議員選挙における供託物没収点

$$(\text{有効投票の総数} \div \text{議員定数}) \times 1 / 10$$

※今別町の議員定数は7人

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

公費負担の対象			公費負担の限度額	
1 一般運送契約 (ハイヤー等)		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (1日1台に限る。)	各日について、64,500円 5日間合計 <u>322,500円</u>	
2 その他の契約	ア 自動車借 入れ契約	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (1日1台に限る。)	各日について、 16,100円 5日間合計 <u>80,500円</u>	1 と 2 の 契 約 は 選 択
	イ 燃料供給の 契約	選挙運動用自動車に供給した 燃料の代金 (確認を受けた金額)	7,700円 ×選挙運動の日数 5日間合計 <u>38,500円</u>	
	ウ 運転手の雇 用契約	選挙運動用自動車の運転業務 に従事した各日について支払 う報酬の合計金額 (1日1人に限る。)	各日について 12,500円 5日間合計 <u>62,500円</u>	
	計		<u>181,500円</u>	

(2) 選挙運動用ビラの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
(作成単価と①の低い方の額) × (作成枚数と②の低い方の枚数)	8円38銭・・・①	【町長】5,000枚・・・② 【議会議員】1,600枚・・・②

【例1】町長選挙運動用ビラ5,000枚の作成を42,500円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、42,500円÷5,000枚＝8円50銭になります。
この場合は、作成単価が上限を超えているため、
8円38銭×5,000枚＝41,900円が公費負担の対象となります。
この額を超える分600円は候補者の負担になります。

【例2】町長選挙運動用ビラ5,000枚の作成を40,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、40,000円÷5,000枚＝8円になります。
この場合は、作成単価は上限以下ですので、
8円×5,000枚＝40,000円が公費負担の対象となります。

【例 3】議会議員選挙運動用ビラ 1, 600 枚の作成を 14, 000 円で契約した場合
 ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $14,000 \text{ 円} \div 1,600 \text{ 枚} = 8 \text{ 円} 75 \text{ 銭}$ になります。
 この場合は、作成単価が上限を超えているため、
 $8 \text{ 円} 38 \text{ 銭} \times 1,600 \text{ 枚} = \underline{13,408 \text{ 円}}$ が公費負担の対象となります。
 この額を超える分 592 円は候補者の負担になります。

【例 4】議会議員選挙運動用ビラ 1, 600 枚の作成を 12, 000 円で契約した場合
 ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $12,000 \text{ 円} \div 1,600 \text{ 枚} = 7 \text{ 円} 50 \text{ 銭}$ になります。
 この場合は、作成単価は上限以下ですので、
 $7 \text{ 円} 50 \text{ 銭} \times 1,600 \text{ 枚} = \underline{12,000 \text{ 円}}$ が公費負担の対象となります。

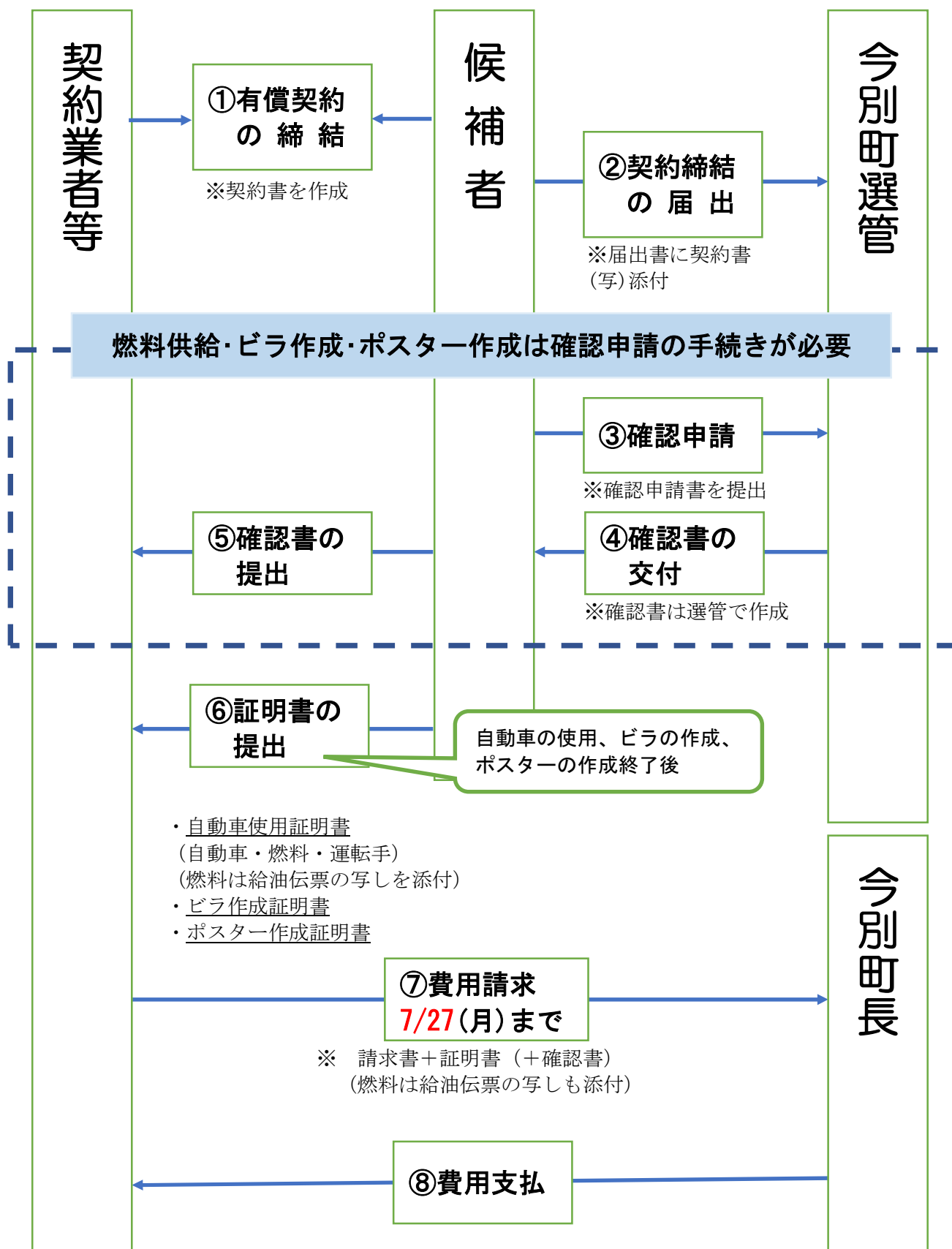
(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	単価の上限	枚数の上限
作成単価と①の低い方の額 × (作成枚数と②の低い方の枚数)	$\frac{133,900 \text{ 円} + 586 \text{ 円} 88 \text{ 銭} \times 33 \text{ か所}}{33 \text{ か所 (ポスター掲示場数)}}$ $= 4,645 \text{ 円} \cdots \text{①} \text{ ※1 円未満切上}$	33 枚・・・②

【例 1】選挙運動用ポスター 50 枚の作成を 25 万円で契約した場合
 ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $250,000 \text{ 円} \div 50 \text{ 枚} = 5,000 \text{ 円}$ になります。
 この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、
 $4,645 \text{ 円} \times 33 \text{ 枚} = 153,285 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。こ
 の額を超える分 45,715 円は候補者の負担になります。

【例 2】選挙運動用ポスター 40 枚の作成を 15 万円で契約した場合
 ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $150,000 \text{ 円} \div 40 \text{ 枚} = 3,750 \text{ 円}$ になります。
 この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、
 $3,750 \text{ 円} \times 33 \text{ 枚} = 123,750 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。残りの 7
 枚分 26,250 円は候補者の負担になります。

5 選挙公営手続図



6 諸手続

【1】有償契約の締結と契約締結の届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届け出なければなりません。

(1)届 出 先⇒今別町選挙管理委員会

(2)届出期日⇒契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出時
⇒契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに

(3)添付書類⇒各業者等との契約書の写し

◆注 意

※「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ ②燃料代 ③運転手の雇用 のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。

※ 契約の相手方が生計を一にする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限ります。

【2】確認申請

下記(1)については、公費負担の適用を受けようとする場合は、確認申請が必要です。

(1) 確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代 金額の制限範囲内であることの確認
- ・選挙運動用ビラの作成 作成限度枚数の確認
- ・選挙運動用ポスターの作成 作成限度枚数（掲示場数）の確認

(2) 確認申請の方法

- ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要があるため、申請書の写し又は控えを保管してください。
- ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

(3)確認申請書の提出先 今別町選挙管理委員会

(4)確認書の交付

(5)申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。

(6)交付を受けた確認書は、直ちに業者に提出してください。

- ・確認書は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【３】証明書の交付

上記【１】の契約締結の届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用証明書」又は「作成証明書」を作成し、契約業者等に交付（１部）しなければなりません。

なお、この「使用証明書」又は「作成証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【４】費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、今別町が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

（１）請求する際に必要な提出書類

区 分			必 要 書 類	記載例	
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー・タクシー）		①自動車使用証明書（自動車）【様式第１０号】 ②請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第１５号】 ③請求内訳書【様式第１５号（別紙）その１】	① P 1 4 ② P 2 0 ③ P 2 1	
	上記以外の契約による場合	自動車の借入れ	①自動車使用証明書（自動車）【様式第１０号】 ②請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第１５号】 ③請求内訳書【様式第１５号（別紙）その２（１）】	① P 1 4 ② P 2 0 ③ P 2 2	
		燃 料 代	①自動車燃料代確認書【様式第７号】 ②自動車使用証明書（燃料）【様式第１１号】 ＋給油伝票の写し添付（給油年月日、自動車のナンバー、給油量、給油金額の分かるもの） ③請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第１５号】 ④請求内訳書【様式第１５号（別紙）その２（２）】	① P 1 0 ② P 1 5 ③ P 2 0 ④ P 2 3	
			運転手の報酬	①自動車使用証明書（運転手）【様式第１２号】 ②請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第１５号】 ③請求内訳書【様式第１５号（別紙）その２（３）】	① P 1 6 ② P 2 1 ③ P 2 4
			選挙運動用ビラの作成		①ビラ作成枚数確認書【様式第８号】 ②ビラ作成証明書【様式第１３号】 ③請求書（選挙運動用ビラの作成）【様式第１６号】 ④請求内訳書【様式第１６号（別紙）】
		選挙運動用ポスターの作成		①ポスター作成枚数確認書【様式第９号】 ②ポスター作成証明書【様式第１４号】 ③請求書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第１７号】 ④請求内訳書【様式第１７号（別紙）】	① P 1 2 ② P 1 8 ③ P 2 7 ④ P 2 8

(2) 請求書の提出の際の注意

- ・支払方法は口座振込で行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・請求書の宛名は「今別町長」としてください。

(3) 請求書の提出先

今別町大字今別字今別 1 6 7

今別町選挙管理委員会

TEL 0174-35-2001

FAX 0174-35-2298

(4) 請求期限

請求書は、必要な添付書類を揃えて、選挙期日後、7月27日(月)までに提出してください。

【5】事前審査・各種届出書類の提出日時

(1) 公費負担関係書類の事前審査

各種契約届出書及び確認申請書については、事前審査を行いますので、立候補届出書事前審査（6月30日（火））の際、併せてお持ちください。

(2) 各種届出書類の提出日時

公費負担に関する各種届出は、告示日（7月7日（火））の立候補届出時に、立候補届出関係書類と同時に提出してください。告示の日より後に有償契約を締結し、公費負担に関する届出をする場合は、速やかに選挙管理委員会事務局に届出してください。

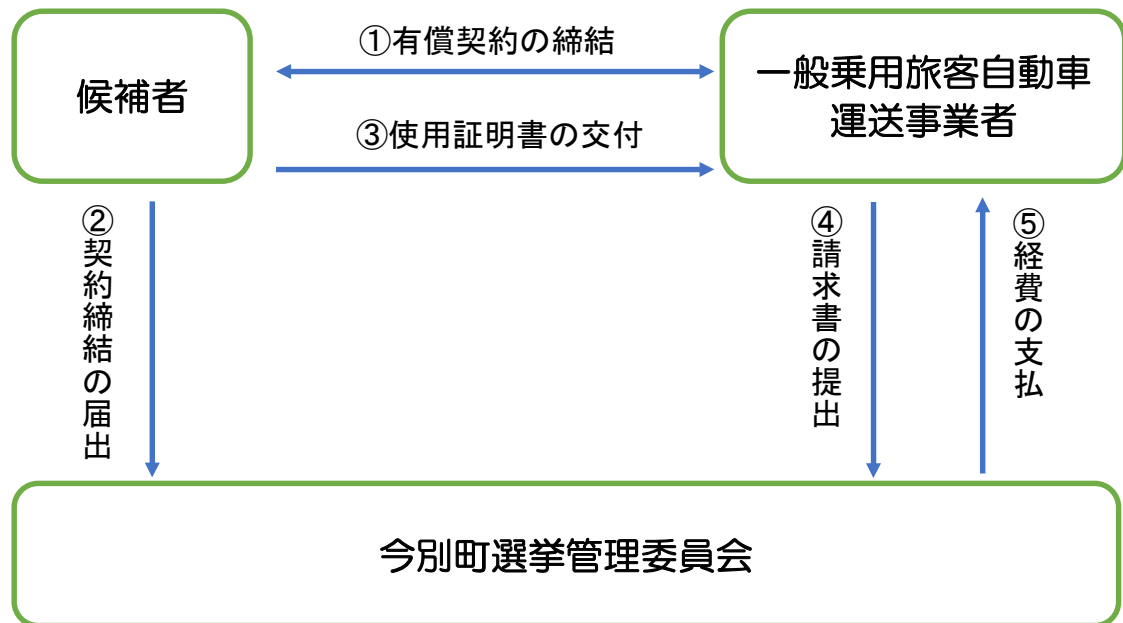
選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

□選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	記載例	チェック
指定 の日	契約書の写し	P 3 0	
	自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	P 2	
請求 のとき	自動車使用証明書（自動車） 【様式第 1 0 号】	P 1 4	
	請求書（自動車の使用） 【様式第 1 5 号】	P 2 0	
	請求内訳書（自動車） 【様式第 1 5 号（別紙）その 1	P 2 1	

選挙運動用自動車の使用
(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)
※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送業者)	運送契約書 [記載例 P 3 0]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】[記載例 P 2]	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	自動車使用証明書(自動車) 【様式第 1 0 号】[記載例 P 1 4]	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町長)	請求書(自動車の使用) 【様式第 1 5 号】[記載例 P 2 0] 請求内訳書(別紙)その 1 [記載例 P 2 1]	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運送事業者)		

- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることはできません。
- 2 町長に対する上記の請求については、今別町選挙管理委員会で受け付けます。

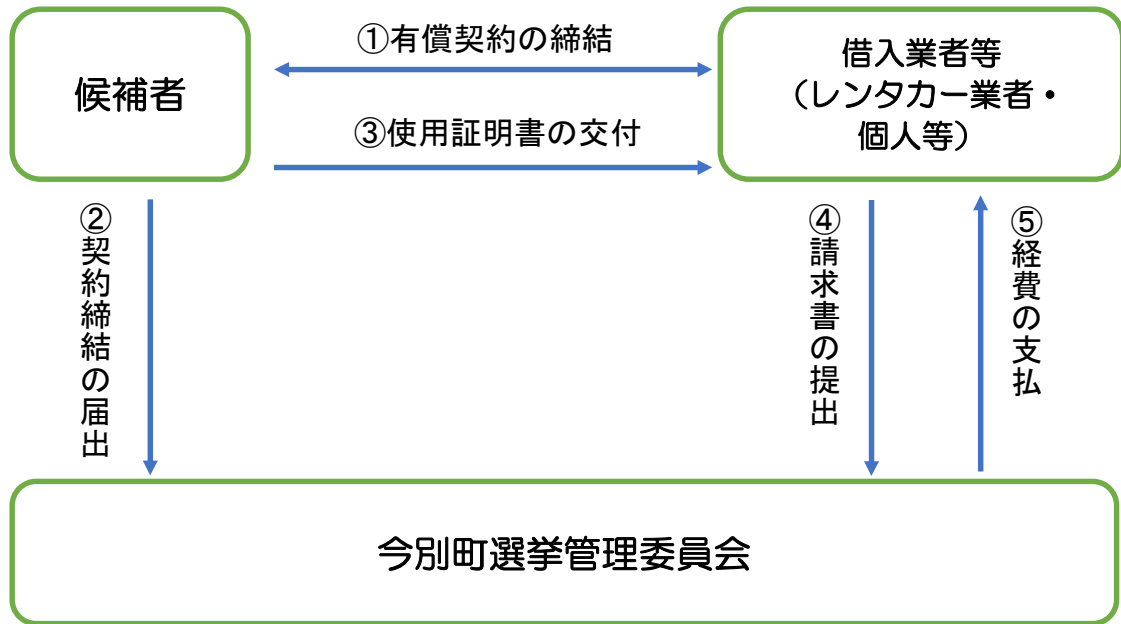
選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

□選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	記載例	チェック
指定 の日	契約書の写し	P 3 1	
	自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	P 2	
請求 のとき	自動車使用証明書（自動車） 【様式第 1 0 号】	P 1 4	
	請求書（自動車の使用） 【様式第 1 5 号】	P 2 0	
	請求内訳書 【様式第 1 5 号（別紙）その 2（1）】	P 2 2	

選挙運動用自動車の使用
(自動車の借入れ)
※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	車輛貸借契約書 [記載例 P 3 1]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】[記載例 P 2]	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	自動車使用証明書(自動車) 【様式第 1 0 号】[記載例 P 1 4]	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒町長)	請求書(自動車の使用) 【様式第 1 5 号】[記載例 P 2 0] 請求内訳書(別紙)その 2 (2)[記載例 P 22]	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒借入業者等)		

- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は町長へ④の請求をすることはできません。
- 2 町長に対する上記の請求については、今別町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用自動車の使用（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

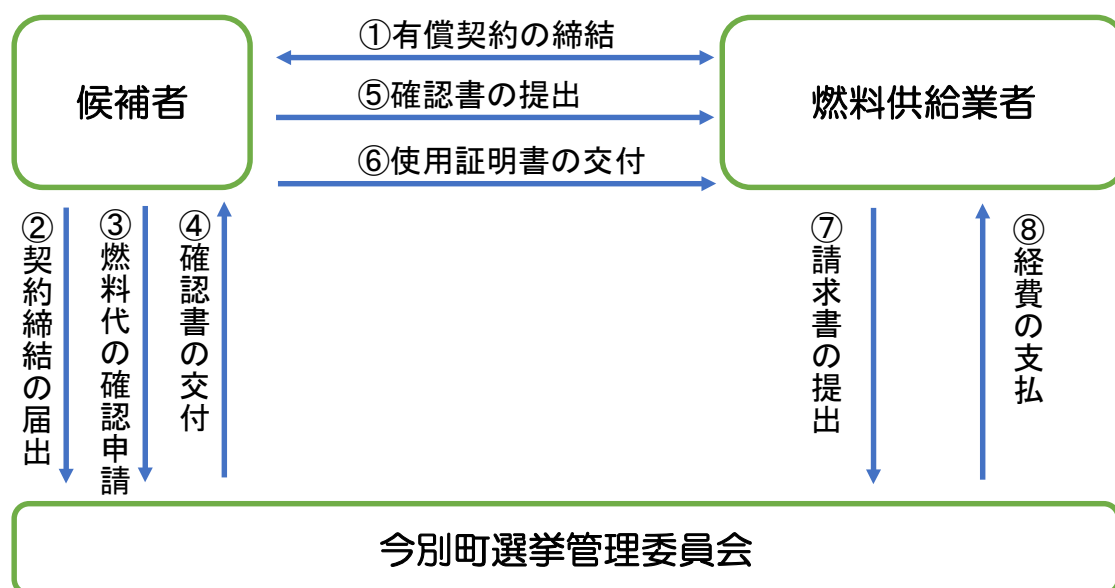
□選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	記載例	チェック
指定の日又は あらかじめ	契約書の写し	P 3 2	
	自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	P 2	
	自動車燃料代確認申請書 【様式第 4 号】	P 6	
請求のとき	自動車燃料代確認書 【様式第 7 号】	P 1 0	
	自動車使用証明書（燃料） 【様式第 1 1 号】	P 1 5	
	給油伝票の写し（給油年月日、自動車のナンバ ー、給油量、給油金額の分かるもの）	—	
	請求書（自動車の使用） 【様式第 1 5 号】	P 2 0	
	請求内訳書 【様式第 1 5 号（別紙）その 2（2）】	P 2 3	

選挙運動用自動車の使用

(燃 料 代)

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書 [記載例 P 3 2]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】[記載例 P 2]	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒選管)	自動車燃料代確認申請書 【様式第 4 号】[記載例 P 6]	
④	確認書の交付 (選管⇒候補者)	自動車燃料代確認書 【様式第 7 号】[記載例 P 1 0]	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)		④の確認書
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	自動車使用証明書(燃料) 【様式第 1 1 号】[記載例 P 1 5]	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町長)	請求書(自動車の使用) 【様式第 1 5 号】[記載例 P 2 0] 請求内訳書(別紙)その 2 (2)[記載例 P 23]	④の確認書 ⑥の使用証明書、 給油伝票の写し
⑧	経費の支払い (町長⇒燃料供給業者)		

(注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は町長へ
⑦の請求をすることはできません。

2 町長に対する上記の請求については、今別町選挙管理委員会で受け
付けます。

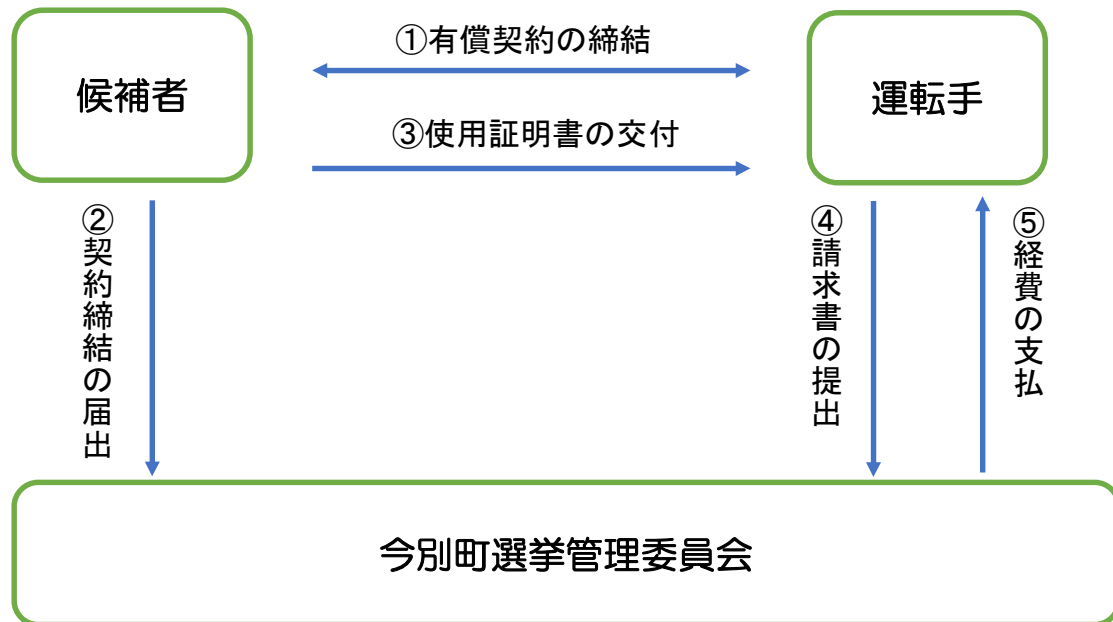
選挙運動用自動車の使用（運転手）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

□選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	記載例	チェック
指定の 日	契約書の写し	P 3 3	
	自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】	P 2	
請求の とき	自動車使用証明書（運転手） 【様式第 1 2 号】	P 1 6	
	請求書（自動車の使用） 【様式第 1 5 号】	P 2 0	
	請求内訳書 【様式第 1 5 号（別紙）その 2（3）】	P 2 4	

選挙運動用自動車の使用
(運転手の雇用)
※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手)	自動車運転契約書 [記載例 P 3 3]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	自動車の使用の契約届出書 【様式第 1 号】[記載例 P 2]	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	自動車使用証明書(運転手) 【様式第 1 2 号】[記載例 P 1 6]	
④	請求書の提出 (運転手⇒町長)	請求書(自動車の使用) 【様式第 1 5 号】[記載例 P 2 0] 請求内訳書(別紙)その 2 (3)[記載例 P 24]	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町長⇒運転手)		

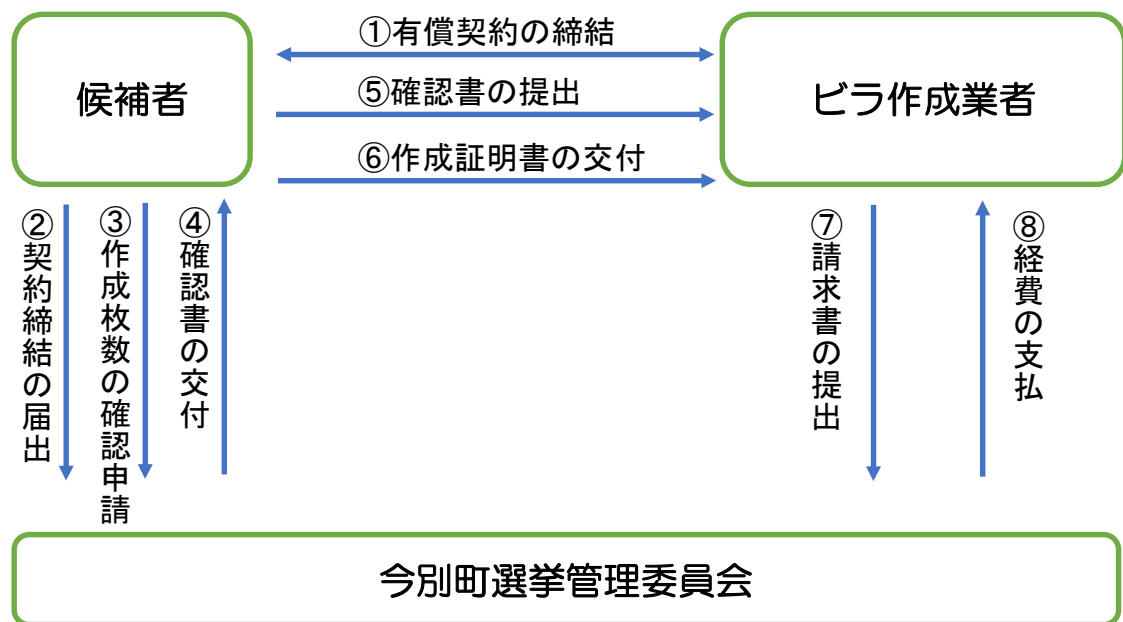
- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ④の請求をすることはできません。
- 2 町長に対する上記の請求については、今別町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ビラの作成

□選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	記載例	チェック
又は 指定の日 はあらかじめ	契約書の写し	P 3 4	
	ビラ作成契約届出書 【様式第 2 号】	P 3	
	ビラ作成枚数確認申請書 【様式第 5 号】	P 7	
請求のとき	ビラ作成枚数確認書 【様式第 8 号】	P 1 1	
	ビラ作成証明書 【様式第 1 3 号】	P 1 7	
	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第 1 6 号】	P 2 5	
	請求内訳書 【様式第 1 6 号(別紙)】	P 2 6	

選挙運動用ビラの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 [記載例 P 3 4]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	ビラ作成の契約届出書 【様式第 2 号】[記載例 P 3]	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒選管)	ビラ作成枚数確認申請書 【様式第 5 号】[記載例 P 7]	
④	確認書の交付 (選管⇒候補者)	ビラ作成枚数確認書 【様式第 8 号】[記載例 P 1 1]	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)		④の確認書
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	ビラ作成証明書 【様式第 1 3 号】[記載例 P 1 7]	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第 1 6 号】[記載例 P 2 5] 請求内訳書(別紙)[記載例 P 2 6]	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払い (町長⇒ビラ作成業者)		

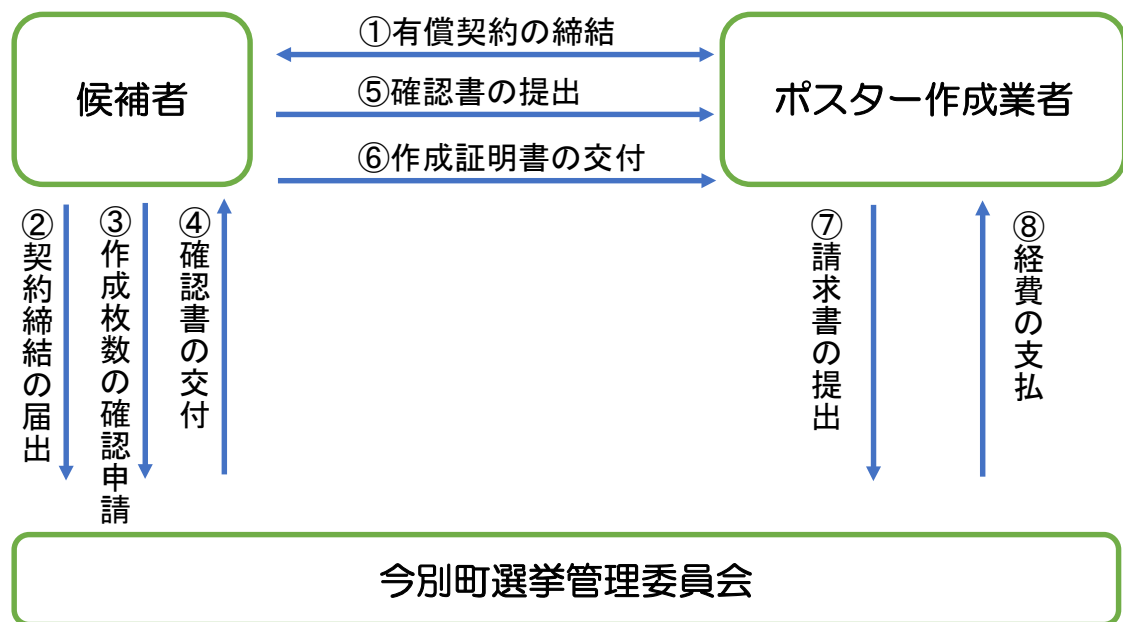
- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。
- 2 町長に対する上記の請求については、今別町選挙管理委員会で受け付けます。

選挙運動用ポスターの作成

□選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	記載例	チェック
又は あらかじめ 指定の日	契約書の写し	P 3 5	
	ポスター作成の契約届出書 【様式第 3 号】	P 4	
	ポスター作成枚数確認申請書 【様式第 6 号】	P 8	
請求 のとき	ポスター作成枚数確認書 【様式第 9 号】	P 1 2	
	ポスター作成証明書 【様式第 1 4 号】	P 1 8	
	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【様式第 1 7 号】	P 2 7	
	請求内訳書 【様式第 1 7 号(別紙)】	P 2 8	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 [記載例 P 3 5]	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒選管)	ポスター作成の契約届出書 【様式第 3 号】[記載例 P 4]	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒選管)	ポスター作成枚数確認申請書 【様式第 6 号】[記載例 P 8]	
④	確認書の交付 (選管⇒候補者)	ポスター作成枚数確認書 【様式第 9 号】[記載例 P 1 2]	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)		④の確認書
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成業者)	ポスター作成証明書 【様式第 1 4 号】[記載例 P 1 8]	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町長)	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【様式第 1 7 号】[記載例 P 2 7] 請求内訳書(別紙)[記載例 P 2 8]	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払い (町長⇒ポスター作成業者)		

- (注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は町長へ⑦の請求をすることはできません。
- 2 町長に対する上記の請求については、今別町選挙管理委員会で受け付けます。